

第1章 調査の経緯と経過

第1節 調査にいたる経緯と経過

史跡万行遺跡（2003指定、2004追加指定）は、古墳時代前期初頭の国内に類例を見ない超大型掘立柱建物群であるが、造営者については不明であったため、その究明が今後の整備活用に向けた課題とされた。市教委では、史跡万行遺跡周辺部に所在する古墳を再確認したところ、佐味今田谷内古墳群の存在が注目された。折りしも、古墳の存在する土地の所有者が佐味今田谷内古墳群の保存と周辺環境の維持、地域の歴史の啓蒙を目的とした保存会を立ち上げ、調査及び保存への協力があつたため、国、県とも協議を重ね、史跡万行遺跡との関連性、七尾（南湾）地域における古墳の移り変わりを解明するために、保存を目的とした発掘調査を実施することとなった。

1) 調査の契機

佐味今田谷内古墳群の地権者である礪貝氏は平成7年頃から父祖の故地である佐味町の実家・土地の管理等を行うにあたり、毎年来尾されており、将来的には佐味今田谷内古墳群の調査研究と保存を図りたいとの想いを市教委に相談していた。市教委としては、平成25年度以降での発掘調査を目指し、県・国と協議して進めていく旨を伝えた。

地権者は早速、「一般財団法人礪貝記念藤平谷内古墳保存会」（以下、「保存会」）設立の準備に取り掛かり、平成24年2月3日に一般財団法人設立登記（後日、「一般財団法人礪貝記念佐味古墳保存会」に名称変更）を完了した。同保存会の理事会で決算報告や事業計画等の意見交換がなされ、特に地域の文化活動（小学生）への貢献が検討されたとのことであった。市教委は平成25年度からの調査に向けて県・国と協議し、3ヵ年の調査計画を実施することになった。

2) 調査前夜

古墳のある丘陵尾根は、地域特有の照葉樹林（極相）を形成しながらも、植生された杉や竹林が繁茂しており、昼でも薄暗く、古墳の周辺は鬱蒼としており、辛うじて墳丘の高まりが確認できる程の状況であった。墳丘測量等の調査を実施するにあたり、現状の樹木が障害になるため、取り扱いが問題であった。しかし、「保存会」が尾根の周辺および墳丘にかかる樹木の伐採・玉切り等の作業を実施され、墳丘の状況を把握することができた。また、同様に樹木の伐採にあたり、能登で山林の間伐等で薪を確保しながら里山保全を実践している団体も材の伐採、搬出に一役を買っており、古墳周辺は見通しが良好となり、発掘調査をスムーズに実施する準備が整った。

第2節 調査日誌抄

1) 平成25年度調査

平成25年10月15日付け発教文第41号で文化財保護法第99条第1項の規定に基づき発掘調査報告を石川県教育委員会に提出。現地調査は、10月18日から調査を開始し、12月6日に終了。図面整理、遺物洗浄等の整理作業を随時実施し、平成26年3月7日～3月18日にかけて調査区周辺の環境整備を行った。平成26年3月19日付け発教文第89号で遺失物法第4条1項に基づき、「埋蔵物の発見届」（藤平谷内古墳群出土品）を七尾警察署長に提出。平成26年4月4日付け教文第63号により石川県教育委員会教育長より七尾市教育委員会教育長宛に「埋蔵物の文化財認定」の通知があつた。これを受けて、平成26年4月9日付け収教文第26号「埋蔵文化財保管証」を石川県教育委員会教育長に提出した。